

資源管理の推進のための新たなロードマップ

これまで旧ロードマップに沿って新たな資源管理の取組を進めた結果、一定の基盤が概ね整ってきたが、解決を要する課題も浮かび上がってきたこと等を踏まえ、令和6年度以降は、様々な課題をクリアしながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化に応じ、具体的な取組を進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

令和2～5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
旧ロードマップ(フェーズ1)		新ロードマップ(フェーズ2)							
資源調査・評価の高度化	① 資源調査	● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。 重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進 I C T調査機器や画像解析装置を導入・活用 漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進 調査船のI C T化・A Iを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進							海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進
	② 資源評価	● 192種の資源評価対象種について、進捗段階※に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。 ※ 1. M S Yベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他 M S Yベースの資源評価対象資源 R5：38資源 → R12：45資源程度 ● M S Yベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。 国内外の外部有識者によるピアレビューを実施 ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施 ● 最新（当該年）のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施							
M S Yベースの資源評価の推進	資源拡大	O漁獲量ベース（※1）で6.5割の資源にTAC管理を拡大（目標：8割をTAC管理） ※MSYベースの資源の4割がMSY水準以上	● 令和7年度までに漁獲量ベース（※1）で8割をTAC管理開始（※1）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進（関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。） ● TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題（混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など）について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る ※ 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など ※ 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のTAC資源への横展開を図る。 ※ 関係国間や関係するR F M Oにおける協議や協力を推進 ● TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け					M S Yベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をM S Y水準以上に引き上げる。	
	TAC管理の運用改善等								
I Q管理の推進	資源国際	大臣許可漁業の11漁法・資源に導入（目標：TAC資源を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に原則IQを導入）	● I Q導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 ● 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、I Qの効果的な活用を推進 ● 大臣許可漁業におけるI Q管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもI Q的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施（資源、地域によって漁業法に基づくI Q管理に移行）					I Q管理の推進と漁業経営の安定化等の実現	
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進		資源管理協定への移行を完了（目標：協定への移行を完了）	● 協定を公表 ● 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成 ● 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 ● 優良事例の共有・横展開を促進 資源管理協定の取組を実践（履行・検証・改良のP D C Aサイクルの実施） 履行確認 → 履行確認 → 履行確認（中間時） → 取組内容を改良 → 履行確認（終了時） → 効果の検証 → 取組を実践 → 履行確認 検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割					実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現	
遊漁の管理の推進	クロマグロ	クロマグロについて、広域漁業調整委員会指示による管理を実施	● 令和3年度から実施している現行措置を強化（報告期限の短縮等） ● 管理の高度化を推進（届出制の導入等の検討） ● 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進 ● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進					資源に応じた遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現	
	クロマグロ以外								
業務の効率化		O500市場等で電子的情報収集体制を構築（目標：400市場以上） O大臣許可漁業で電子的報告体制を構築（目標：大臣許可漁業の電子的報告の実装）	● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術（A I等）や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 報告に活用するための現場実装を推進 ● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要な漁船・許可情報の一元管理システムを構築 20都道府県以上で利用 全ての沿海都道府県で利用 I T環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管 漁獲情報のワンスオンリー※に向けたデータ利活用や収集体制を検討 ※同じ情報を二度提出させない 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進					報告の負担軽減やデータ利用の推進により、評価の精度向上や業務効率化等を実現	

資源管理の推進によって、444万トンを目指し漁獲量を回復させる。

(※2)

(※2) 令和2年策定のロードマップで掲げた目標を維持